

埼玉県屋外広告物条例の改正のお知らせ(令和4年4月1日施行)

埼玉県屋外広告物条例が改正され、令和4年4月1日に施行されました。

1. 主な改正の概要

(1) 屋外広告物の点検の義務化(条例、規則)

ア 点検義務の明確化(条例第14条の2第1項・第4項)

屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、定期に当該広告物又は掲出物件の点検義務の規定が新たに設けられました。

【表1】

改正前	改正後(現行)
○点検に関する規定なし	○点検義務の規定を新設(但し、条例等で定める、はり紙、はり札、広告旗、立て看板などの点検不要広告物を除く。) ・点検時期の規定の明確化 a 許可等が不要なもの 3年を超えない期間ごとの点検が必要 b 許可等が必要なもの 許可等の申請日前の3ヵ月以内の点検が必要 ・点検箇所及び点検項目の明確化(表4を参照)
○許可期間更新申請書等に「自主点検結果確認書」の添付が必要	○許可期間更新申請書等に点検者が作成する新様式の「屋外広告物等点検報告書」の添付が必要

イ 有資格者による点検の義務化(条例第14条の2第2項・第3項)

一部の広告物について、有資格者による点検の義務化又は努力義務化の規定が新たに設けられました。

【表2】

改正前	改正後(現行)	
規定なし	有資格者点検義務化 対象広告物	有資格者点検努力義務化 対象広告物
	地上高4m超で、かつ表示・掲出に許可が必要なもの (規則10条の4第3項)	地上高4m超で、かつ表示・掲出に許可が不要なもの (規則10条の4第5項)
	主な有資格者	
	・屋外広告士 ・都道府県等主催の屋外広告物講習会修了者 ・日本屋外広告業団体連合会等主催の屋外広告物点検技能講習修了者 ・建築士、電気工事士 など	

2. 「屋外広告物等点検報告書」(様式第1号の2)の新様式について

(1) 「様式第1号の2」の様式変更について(規則第2条)

埼玉県屋外広告物条例の改正に伴い、屋外広告物の許可申請等に添付していた「屋外広告物等自主点検結果確認書」(旧様式第1号の2)、の様式から、より詳細な点検項目の結果の記入が必要となる「屋外広告物等点検報告書」(新様式第1号の2)の新様式に変更されました。

許可期間更新申請書等を行う場合には、点検者が作成する「屋外広告物等点検報告書」の添付が必要になります。(※条例及び規則で定める、はり紙、はり札、広告旗、立て看板、広告幕、アドバルーンなどの「点検不要広告物等」に該当する場合は、添付不要。)

(2) 許可期間更新申請書等を行う場合の「様式第1号の2」(新旧様式)の添付の取り扱い

【表3】

点検日	申請日	新様式(外広告物等自点検結果確認書)	旧様式(「屋外広告物等点検報告書」)	備考
～令和4年3月31日	～令和4年3月31日	×	○	
～令和4年3月31日 (申請日前3ヵ月以内)	令和4年4月1日～	○	○	新・旧様式のいずれも使用可能
～令和4年3月31日 (申請日前3ヵ月超)	令和4年4月1日～	×	×	点検は無効
令和4年4月1日～	令和4年4月1日～	○	×	

(3) 点検箇所・点検項目の明確化について(規則10条の4、別表第四)

下記の点検の箇所及び項目について点検を行う必要があります。

【表4】

点検箇所	点検項目
基礎部及び上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 3 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部及びプレート)の腐食、変形及び隙間の有無 2 鉄骨接合部(ボルト、ナット及びビス)の緩み及び欠落の有無
取付部	1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食及び変形の有無 2 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 3 取付対象部(柱、壁及びスラブ)及び取付部周辺の異常の有無
広告板	1 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 2 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光の有無 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 3 周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品)の腐食及び破損の有無 2 避雷針の腐食及び損傷の有無

※条例改正の内容、申請様式及び添付書類の詳細につきましては、市ホームページ及び「埼玉県屋外広告物条例のしおり(令和4年4月版)」をご確認ください。